

屋外広告物の規制内容等(案) について

(1) 禁止区域(広告物を掲出してはならない区域)

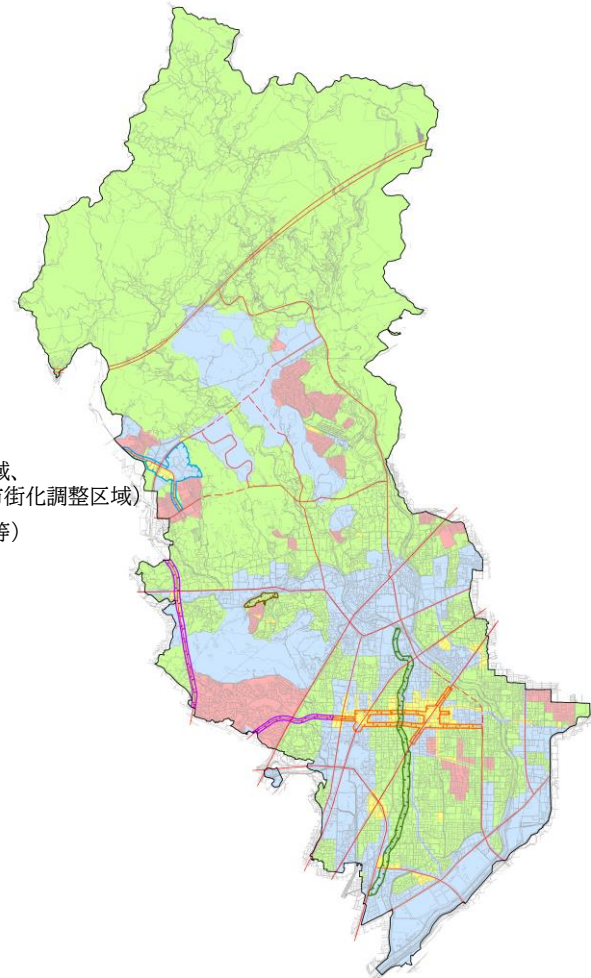
■禁止区域〔条例第6条〕

＜全ての広告物の禁止区域＞

- ① 第1種・第2種低層住居専用地域
- ② 重要文化財(建造物に限る)の敷地、その周辺の地域のうち市長が指定するもの及び史跡・名勝・天然記念物の地域等
- ③ 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地、その周辺の地域のうち市長が指定するもの及び府指定の史跡・名勝・天然記念物の地域等
- ④ 茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地、その周辺の地域のうち市長が指定するもの及び市指定の史跡・名勝・天然記念物の地域等
- ⑤ 保安林の区域のうち市長が指定するもの
- ⑥ 古墳・墓地
- ⑦ その他 市長が指定する地域等

＜非自家用広告物等禁止区域＞

自家用広告物以外の掲出を禁止する区間・区域として、市長が指定する非自家用広告物禁止路線とその両側100mの範囲(第3種許可区域(商業系用途地域)、都市計画道路の未供用区間を除く)



非自家用広告物禁止路線

(都)新名神自動車道
(都)大岩線
(都)茨木箕面丘陵線
(都)耳原大岩線
(都)上郡佐保線
(都)国文都市3号線
(都)国文都市4号線
(都)山麓線
名神高速道路
(都)茨木寝屋川線
(都)京都神戸線
(都)道祖本摂津北線
(都)大阪高槻京都線
JR東海道本線
阪急電鉄京都線
(都)富田目垣線
(都)茨木駅千里丘陵線
(都)大阪中央環状線
(都)十三高槻線
(都)千里丘寝屋川線

※「(都)」は都市計画道路

規制区域

- 禁止区域(低層住居専用地域等)
- 第1種許可区域(中高層住居専用地域、国道171号以北の市街化調整区域)
- 第2種許可区域(その他の用途地域等)
- 第3種許可区域(商業系用途地域)

景観形成地区

- にぎわい景観形成地区
- 沿道景観形成地区
- 彩都景観形成地区
- 歴史的景観形成地区
- 元茨木川緑地景観形成地区

非自家用広告物等禁止区域

- 非自家用広告物禁止路線
- 未供用区間

(2) 禁止物件(広告物を掲出してはならない物件)、禁止広告物(掲出してはならない広告物)

■禁止物件〔条例第7条〕

＜全ての広告物の禁止物件＞

- ① 街路樹・路傍樹
- ② 橋りょう・地下道の上屋
- ③ トンネル・高架構造物・道路の分離帯・道路と鉄道の擁壁
- ④ 道路管理者が設置する街灯・信号機・道路標識
- ⑤ 道路上の棚・駒止め
- ⑥ 消火栓・火災報知器
- ⑦ 郵便ポスト・電話ボックス
- ⑧ 送電塔・送受信塔
- ⑨ 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木
- ⑩ 形像・記念碑
- ⑪ その他 市長が指定する物件

＜簡易広告物の禁止物件＞

- ① 電柱・電話柱
- ② 道路管理者以外の者が設置する街灯
- ③ アーケード柱・アーチ

■禁止広告物〔条例第8条〕

- ① 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、または老朽化したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機もしくは道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(3) 許可等に関する内容

■許可手続きのフロー〔条例第11条～第14条〕

許可申請→許可手数料の納付→許可→掲出(景観形成地区の場合は、許可申請前に事前協議が必要)

①事前協議〔条例第11条〕

景観形成地区への広告物の掲出について許可を受けようとする者は、申請の前に、市長と協議しなければならない。

②許可〔条例第12条〕

広告物の表示しようとする者は、許可を受けなければならない。(許可期間は2年以内)

③変更の許可〔条例第13条〕

②の許可を受けた者は、広告物の種類等を変更し、改造し、もしくは移転しようとするときは、変更の許可を受けなければならない。

④継続の許可〔条例第14条〕

②の許可を受けた者は、許可期間が満了したのち、引き続き広告物を掲出しようとするときは、期間の満了前に、継続の許可を受けなければならない。

■許可区域ごとの基準〔規則別表第3〕

	第1種許可区域(中高層住居専用地域等)			第2種許可区域(その他の用途地域等)			第3種許可区域(商業系用途地域)		
	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他	縦幅・高さ	横幅	その他
屋上 	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3以下	建物の幅以内	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む
壁面 	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物高さの1/2以下	建物の幅以内	総量1/5(1壁面)以下 水平方向に突出禁止	建物の高さ以下	建物の幅以内	総量1/3(1壁面)以下 水平方向に突出禁止
突出 	取付壁面の最上端以下	敷地から1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の最上端以下	敷地から1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)	取付壁面の最上端以下	敷地から1.0m以内	最下端4.7m以上 (歩道上は2.5m以上)
地上 	10m以下	表示面積合計20㎡以下 (1面の場合は10㎡以下)		15m以下	表示面積合計30㎡以下 (1面の場合は15㎡以下)		15m以下	表示面積合計40㎡以下 (1面の場合は20㎡以下)	
工作物 	総量1/5以下(1壁面) 掲出面の最上端、側端から突出禁止			総量1/5以下(1壁面) 掲出面の最上端、側端から突出禁止			総量1/3以下(1壁面) 掲出面の最上端、側端から突出禁止		

■景観形成地区における上乗せ基準〔規則別表第4〕

	全ての景観形成地区(共通)		元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上	壁面	色彩	色彩
上乗せする基準	1面あたり30㎡以下	1面あたり30㎡以下	板面の地色に使う色彩 色相 R、YR、Y 彩度 8 以下 その他の色相 彩度 6 以下	板面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度 6 以下

■その他の基準

・電柱、電話柱、停留所標識を利用する広告物〔規則別表第1〕

- (電柱等突出) 大きさ:縦1.2m 横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が4.7m(歩道上は2.5m)以上、電柱等との間隔が0.15m以下、個数:1個/電柱等1本、色彩:地色は白色または白色以外の色で彩度が3以下、蛍光・発光・反射を伴う塗料・材料を用いない
- (電柱等巻付) 大きさ:縦1.5m以下 横 電柱等の円周の範囲内、掲出位置:地上から最下端までの距離が1.2m以上、個数:1個/電柱等1本、色彩:地色は白色または白色以外の色で彩度が3以下、蛍光・発光・反射を伴う塗料・材料を用いない
- (停留所標識利用) 大きさ:縦・横0.45m以下、掲出位置:地上から最下端までの距離が0.7m以上、個数:2面/停留所標識1本、色彩:地色は赤色・黄色その他これらに類する色以外の色であること、蛍光・発光・反射を伴う塗料・材料を用いない

・車体利用広告物(営利を目的とした非自家用広告物に限る)〔規則別表第2〕

- (電車) 8㎡未満のもの/1車両 車体の窓またはドア等のガラス部分に掲出しない、表示面積:1面あたり4㎡以下/車両のそれぞれの面
上記以外 市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとする等)に適合するものであること
- (路線バス) 4㎡未満のもの/1車両 車体の窓またはドア等のガラス部分に掲出しない、表示面積:側面 1.5㎡以下/1面、後面 1.7㎡以下/1面、
上記以外 個数:2個以下/1面、前面に表示しない、消防自動車や救急自動車と紛らわしくないものであること
市長が別に定める基準(走行する路線の景観と調和したデザインとする等)に適合するものであること
- (広告宣伝用自動車) 消防自動車や救急自動車と紛らわしくないものであること







屋外広告物の規制内容等(案) について

(4) 適用除外 [条例第9条、第12条]

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制(禁止区域、禁止物件)や許可申請手続の適用が全部または一部除外される。

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続
(1)  茨木 茨木太郎 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等	—	○	○	不要
(2)  止まれ 法令の規定により掲出するもの	—	○	○	不要
(3)  〇〇図書館 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体または公益社団法人、公益財団法人、自治会その他これに類する団体が掲出するもの	表示面積が40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要	○	○	不要
(4)  茨木屋 自家用広告物※1	表示面積(同一の土地、建物または工作物に複数の広告物を掲出する場合は、その表示面積の合計)が7㎡以下のもの	○	○	不要
(5)  茨木家 葬祭場 冠婚葬祭または祭礼のため、一時的に掲出するもの	—	○	○	不要
(6)  第1回 アート展 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、その会場の敷地内に掲出するもの	—	○	○	不要
(7)  茨木 不動産 管理地 土地または物件の管理上の必要に基づき掲出するもの(駐車場の場所を示す看板など)	掲出面積:7㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から広告物の最上端までの距離)	×	○	不要
(8)  寄贈 茨木会 公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を掲出するもの	寄贈者名等:0.5㎡以下 掲出面積:掲出方向から見て、広告物を掲出する建築物等の外郭線内を1平面とみなした場合の当該面の面積の1/20以下	×	○	不要

※1 自己の氏名、名称、店名または商標、自己の事業または営業の内容を表示するために、自己の居宅または事業所、事務所、営業所、作業場等に掲出する広告物

適用除外の対象となる広告物	適用除外の対象となるための基準等	適用除外の内容		
		禁止物件に 掲出できる	禁止区域に 掲出できる	許可申請 手続
(9)  私立 〇〇学校 道先案内図その他の公衆の利便に供するもの(私立学校や病院など多数の人が利用する施設への案内版など)	掲出面積:5㎡以下 掲出位置:5m以下(地上から広告物の最上端までの距離) 掲出個数:2個以下	×	○	要
(10)  公共掲示板 学校・図書館などの教育文化施設、病院などの医療施設や保育所などの社会福祉施設またはその敷地内に掲出する自家用広告物	—	×	○	要
(11)  広告 電柱、電話柱または停留所標識を利用するもの	—	×	○	要
(12)  いばらきバス 車両、船舶、航空機等に掲出するもの	—	×	○	不要※2
(13)  盆踊り会場 (7)~(12)以外の営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗、立看板(政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会等を周知するために掲出するもの)	広告主または管理者の氏名(名称)・連絡先、掲出期間の始期終期を明示すること。 (1) はり紙、はり札 縦:1.2m以下 横:0.8m以下 (2) 広告旗 縦:2.0m以下(脚部を含む) 横:0.5m以下 (3) 立看板 縦:2.0m以下(脚部を含む) 横:1.5m以下	×	○	不要
(14)  掲出期間が30日を超えないはり紙、はり札、広告旗、立看板	同上	×	×	不要

※2 電車、路線バス、広告宣伝用自動車に掲出する営利を目的とした非自家用広告物は、許可申請手続が必要

上記以外に、次の広告物は、禁止物件や禁止区域に掲出できる。

- ・ 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等が地域における道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋等の整備・管理、公共団体等が実施主体となる催物、道路環境の向上・防犯その他の地域における公共的な取組に要する費用に充てるために、広告収入を得て掲出するもの
- ・ 茨木市または大阪府が管理する道路の維持・修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告収入を得てその管理する道路に掲出するもの

屋外広告物の規制内容等(案) について

(5) その他条例の概要

1) 目的、あり方、各種責務・義務等

■ 条例の目的〔条例第1条〕

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

■ 広告物のあり方〔条例第3条〕

広告物は、良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

■ 市の責務〔条例第4条〕

- 市は、条例の目的を達成するため、広告物に関する施策を講じるものとする。
- 市は、広告物に関する施策を推進するに当たっては、市民に対する広告物についての啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導、関係行政機関及び関係団体との協力体制の確立に努めなければならない。

■ 広告主等の責務〔条例第5条〕

- 広告主は、広告物が条例の規定を違反しているときは、広告物の掲出または管理を委託した屋外広告業者等への違反にかかる状態の是正の要請その他の適切な措置を講じなければならない。
- 屋外広告業者等は、広告物の掲出が法令の規定に適合したものとなるよう、広告主その他の関係者に対して助言を行い、その他必要な措置を講じるものとする。
- 市民、広告主、屋外広告業者等は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めなければならない。

■ 工事完了等の届出〔条例第16条〕

広告物の掲出の許可を受けた者は掲出の工事を完了し、または中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

■ 管理者の設置〔条例第17条〕

広告物の掲出の許可を受けた者は、その許可を受けた広告物を管理する者を置かななければならない。

■ 管理義務〔条例第18条〕

広告物の所有者、占有者、管理者は、広告物に関し補修、除却、その他必要な措置を行い、良好な状態を保持しなければならない。

■ 点検義務〔条例第19条〕

広告物の所有者、占有者、管理者は、所有し、または占有する広告物について、2年を超えない期間ごとに屋外広告士、またはこれと同等以上の知識を有する者に、一定規模以上の広告物の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

■ 除却〔条例第20条〕

広告物の掲出の許可を受けた者は、許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、その日から5日以内に、広告物を除却しなければならない。
許可を受けて掲出した広告物を除却したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2) 許可手数料〔条例第15条〕

区分	手数料の額	許可期間	
はり紙・はり札等	100枚までごとに2 5 0 円	3月以内	
広告幕・広告旗	1 枚につき3 5 0 円		
立看板等	1 枚につき2 0 0 円		
アドバルーン	1 個につき6 5 0 円		
車両に掲出する広告物 ※	4 m未満のもの	1 個につき2 5 0 円	2年以内
	4 m以上のもの	車両 1 台につき2,0 0 0 円	
広告塔・広告板 (広告塔、広告板、建物 その他の工作物等に掲出さ れた広告物を含む。)	2 m未満のもの	1 件につき4 5 0 円	
	2 m以上	1 件につき1,000円	
	5 m以下のもの		
	5 mを超えるもの	1 件につき1,000円に、5 m を超える面積が 5 mまでごと に、1,000円を加算した額	

※ 車両 1 台に複数の広告物を掲出する場合は、当該広告物の表示面積の合計により区分を決定します。

3) 監督処分

■ 改修等命令、許可の取消し〔条例第21条〕

- 条例の規定に違反した広告物があるときは、広告主等に対し、広告物の掲出の停止を命じ、または相当の期間を定めて、改修等の措置をとるべきことを命じることができる。
- 市長は、許可を受けた広告物の表示者等が、市長が許可の際に付した条件に違反したとき、虚偽の申請、届出をしたときは、その許可を取り消すことができる。

■ 広告主に対する指導等〔条例第28条〕

- 広告物が条例の規定に違反し、良好な景観若しくは風致を害し、公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告物の掲出等の委託を受けた者へのその違反に係る状態の是正の要請その他の適切な措置を講じるように指導することができる。
- 良好な景観もしくは風致の維持または危害の防止のため特に必要があると認めるときは、指導に従わない者に対し、指導に従うよう勧告することができる。
- 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その者の氏名、住所、勧告の内容を公表することができる。

■ 報告及び立入検査〔条例第29条〕

- 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または危害の防止のため必要があると認めるときは、報告、資料の提出を求め、市職員に広告物の存する土地、建物に立ち入らせ、広告物、資料を検査させ、関係者に質問させることができる。

4) 罰則

■ 罰則の金額〔条例第31条、第32条、第33条〕

罰則の対象となる者	罰金の額
条例第21条の規定による改修等命令に違反した者	500,000円
①禁止区域に広告物を掲出した者 ②非自家用広告物禁止区域に非自家用広告物を掲出した者 ③禁止物件に広告物を掲出した者 ④禁止広告物を掲出した者 ⑤許可(継続許可、変更許可を含む)が必要な広告物について許可を受けずに掲出した者 ⑥広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときに、当該広告物を5日以内に除却しない者	300,000円
①許可(継続許可、変更許可を含む)の条件に違反した者 ②変更の届出、工事完了の届出をせず、または虚偽の届出をした者 ③条例29条の規定による報告、資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告、提出をし、または職員の立入りもしくは検査を拒み、質問に虚偽の答弁をする等した者	200,000円

■ 両罰規定〔条例第34条〕

法人の代表者、法人もしくは人の代理人、使用人、従業員がその法人の業務に関して罰則の対象となる行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同様の罰金刑を科する。